

平成 27 年 11 月 10 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

小児相談ダイヤル#8000 の周知に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

小児相談ダイヤル#8000 の周知について

2 質問の要旨

1. 鎌議第 1472 号の答弁に於いて消防長は小児についての相談ダイヤル#8000 の周知を救命講習等を活用しているとのことだが、消防本部として、本件の周知について市長部局、教育委員会に依頼し、実施させていることは具体的に何か明らかにせよ。(消防長)
2. 保育園等こどもの保育施設は、保護者との接点もあり、満遍なく#8000 の周知が図れると考えるが、このような周知は行っているか。行っていない場合、その必要性として対応は可能と考えるか。(こどもみらい部長)
3. 2 に並び、健康福祉部では対応は如何か。又、周知可能か。(健康福祉部長)
4. 児童が一同に集まる学校に於いても保護者への周知という観点からは、有効と考えるが、#8000 の周知について、教育委員会としても協力可能か。(教育部長)

3 答弁を求める者

消防長、担当部長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ④

（理由：

）